

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日と翌日)

## 目次

- ◇規 則 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 木材業者及び製材業者の登録  
国有財産の用途廃止  
都市計画事業の事業計画の変更の認可  
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(三件)
- ◇教委告示 教育委員会の招集
- ◇内水面漁場管理告示 昭和四十九年度内水面共同漁業権増殖目標量

## 規 則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 出 次

### 鳥取県規則第十五号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則  
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表の第三条第一号から第五号までに掲げる事業の項及び第三条第九号に掲げる事業の項中「一千五百万円」の下に「(第二条第三号に掲げる者については、二千万円)」を加える。

### 附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第二百五号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 出 次

木材業者

登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
鳥木第四九号	昭和四十八年十月一七日	鳥取市幸町三一	有限会社マエタ木材 前田 保
五〇号	昭和四十九年一月一七日	小西谷一五	竹内 産 業 竹内 信 行
五一号	一八日	富安二丁目一五九	久本木材株式会社 久本 憲 明
五二号	三二日	岩美郡福部村湯山七三	橋本 敦 郎
五三号	三二日	鳥取市玄好町一〇六	森田 義 雄
五四号	三二日	宮長二二一―一〇	光浪 喜 昭
八木第九四号	一月三〇日	八頭郡智頭町大内	前橋 登 志 行
九五号	三二日	三吉	伊藤 治 雄
九六号	三二日	用瀬町鷹狩	有田 治 雄
倉木第九七号	一月三〇日	東伯郡泊村小浜七五六―三	坂田 繁 雄
九八号	二月一四日	東郷町野方二〇一	山本 英 正
日木第二七号	昭和四十八年十月 三日	日野郡江府町江尾	藤田 義 幸
二八号	三二日	溝口町溝口二二三	藤田 善 清
二九号	一三二日	日野町中石見	本庄 吉 人
三〇号	三二日	溝口町根雨原	宇田 晃 一
三一号	昭和四十九年一月一四日	日南町多里二七〇	奥田 朝 雄
三二号	二二日	茶屋一〇三二―二二	榎原 季 治
三三号	二二日	八頭郡智頭町慶所	榎原 季 治
八木第九七号	二月 四日	佐治村古市一九八	谷口 木 材 株 式 会 社 谷口 光 治
九八号	七日		長谷 寅 雄

製 材 業 者

登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
鳥製第四四号	昭和四十九年一月一八日	鳥取市富安二丁目一五九	久本木材株式会社 久本憲明
“ 四五号	“ 二月五日	“ 西町二丁目一八	鳥取林産振興協同組合 寺谷英太郎
八製第五三号	“ 一月二二日	八頭郡智頭町智頭	玉木豊治
“ 五四号	“ 三〇日	“ 大内	前橋登志行
“ 五五号	“ “	“ 三吉	伊藤治雄
“ 五六号	“ 三一日	“ 用瀬町鷹狩	有田治人
日製第一五号	昭和四十八年十月一三日	日野郡溝口町溝口二二三	本庄吉人
“ 一六号	“ “	“ 日南町中石見	宇田電氣木材工業 宇田晃一
“ 一七号	“ 十一月一日	“ 江府町江尾	安田清一
“ 一八号	昭和四十九年一月一四日	“ 溝口町根雨原	奥田朝雄
“ 一九号	“ 二二日	“ 日南町茶屋一〇三二二二	青戸春之
八製第五七号	“ 二月四日	八頭郡智頭町慶所	谷口木材株式会社 谷口光治
“ 五八号	“ 七日	“ 智頭	河村広司
“ 五九号	“ 二二日	鳥取市富安二丁目九六	常田修

鳥取県告示第二百六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年三月十九日から用途廃止した。

昭和四十九年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西

尾 邑 次

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市勝田町二三五番地先から同市勝田町二三〇番地先まで		五一・〇〇	水路敷
米子市博労町四丁目一―二番地先から同市博労町四丁目一―一番地先まで		一〇七・一八	水路敷
米子市博労町四丁目一―五番地先		四六・〇八	水路敷

鳥取県告示第二百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項に  
ついて準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
昭和四十九年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画道路事業二二二一温泉湖岸線及び二二三一久留東郷湖線

湖線

三 事業施行期間

(一) 二二二一温泉湖岸線

昭和四十年十二月二十九日から昭和五十四年三月三十一日まで

(二) 二二三一久留東郷湖線

昭和四十年十一月二十九日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 二二二一温泉湖岸線

東伯郡羽合町大字上浅津字宮ノ本、字二ノ宮ノ本、字石指、字二ノ

雨籠土、字堂ノ本、字二ノ屋敷、字中島及び字二ノ中島、大字下浅津

字上大坪、字下大坪、字船寄及び字鍛冶屋並びに大字光吉字南津地内

(二) 二二三一久留東郷湖線

東伯郡羽合町大字光吉字南津、字浅津、字鍵田、字長ヶ坪及び字六反ヶ坪地内

鳥取県告示第二百八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、智頭団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。  
昭和四十九年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

変更前	変更後
昭和四十八年二月十六日から昭和四十九年三月三十一日まで	昭和四十八年二月十六日から昭和五十年三月三十一日まで

三 施行地区

八頭郡智頭町大字智頭字段ハナ、字段、字中段、字下モ段、字ダン山及び字下ダン山の各一部

四 土地区画整理事業の名称

智頭団地土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目三百十九番地

六 施行認可の年月日

昭和四十八年二月十六日

七 変更認可の年月日

昭和四十九年三月十五日

鳥取県告示第二百九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第一土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

変更前	昭和四十七年十月二十七日から昭和四十九年三月三十一日まで
変更後	昭和四十七年十月二十七日から昭和五十一年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市三津字西傍示ノ壹、字西傍示ノ貳、字鳥打場ノ二、字東沢一及び字山崎並びに伏野字焼山ノ一、字河原ノ二、字内河原、字深沢、字清水谷及び字沖田ノ一の各一部

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第一土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目三百十九番地

六 施行認可の年月日

昭和四十七年十月二十七日

七 変更認可の年月日

昭和四十九年三月十五日

鳥取県告示第二百十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第三土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

第一工区

変更後	変更前
昭和四十八年七月二十四日から昭和五十年三月三十一日まで	昭和四十八年七月二十四日から昭和四十九年三月三十一日まで

第二工区

昭和四十八年七月二十四日から昭和五十一年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

鳥取市三津字入江及び字赤瀬の各一部

第二工区

鳥取市三津字狭間戸ノ式、字赤瀬、字石原、字三石、字入江、字番

屋敷、字西山、字山崎及び字石原平の各一部

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第三土地区画整理事業

五 事務所所在地

鳥取市東町一丁目三一九番地

六 施行認可の年月日

昭和四十八年七月十八日

七 変更認可の年月日

昭和四十九年三月十五日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年三月十九日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和四十九年三月二十三日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市末広温泉町 白兔荘

三 議題 (1) 公立学校教職員人事について

(2) その他

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十六号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、昭和四十九年度における内水面共同漁業権者に係る目標増殖量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十九日

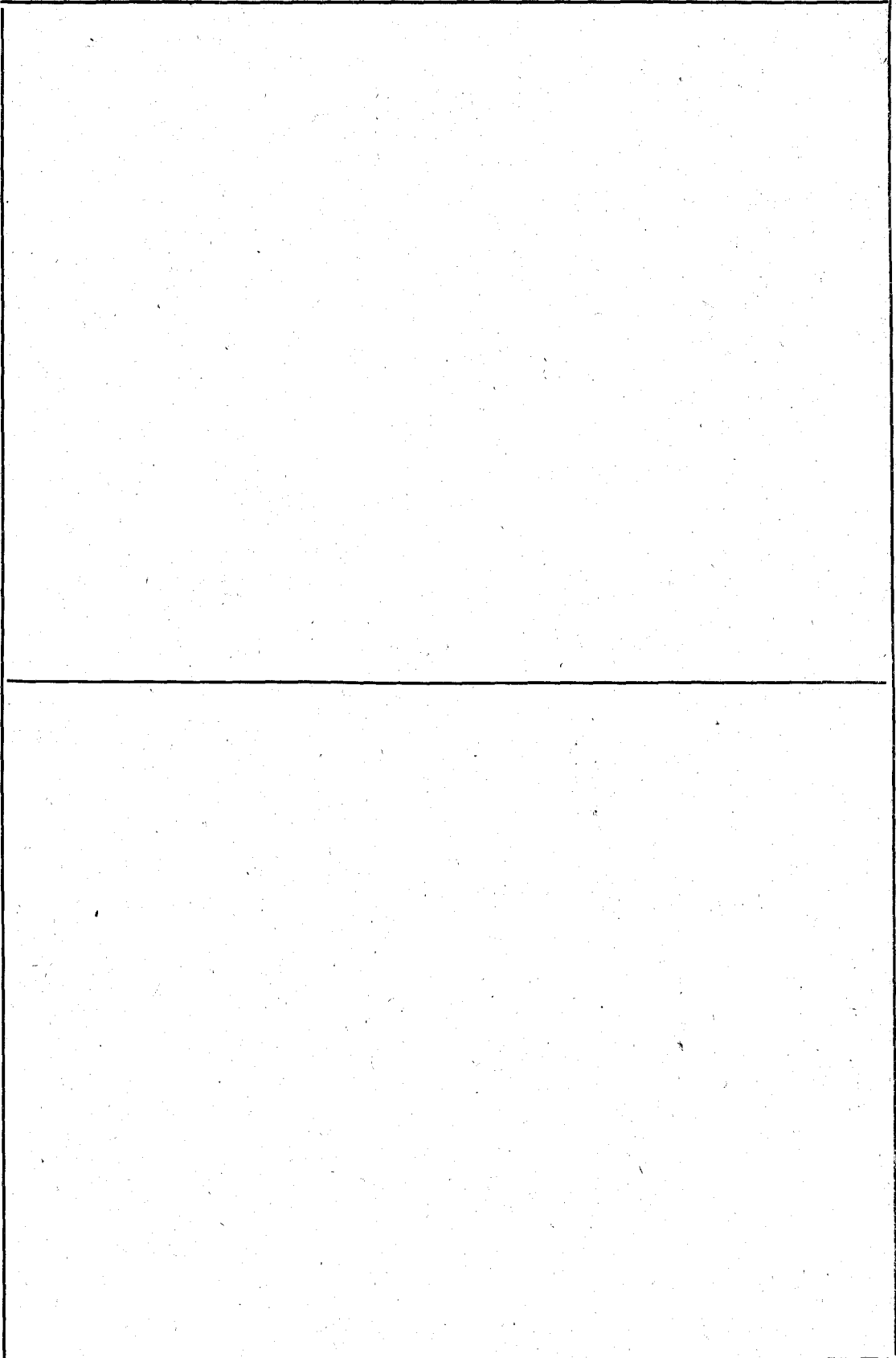
鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

昭和四十九年度内水面共同漁業権増殖目標量

内共 第五号	内共 第四号	内共 第三号	内共 第二号	内共 第一号	免許番号	河川		種	別							
						湖沼別	魚									
東郷湖漁業協同組合	湖山池漁業協同組合	日野川水系漁業協同組合	天神川漁業協同組合	千代川漁業協同組合	漁業権者	湖沼別	魚	種	別							
東郷湖	湖山池	日野川	天神川	千代川		あ (キログラム)	ゆ にし ます	や ま め (千尾)	う ぐ い (平方メートル)	は (千粒)	こ い (千尾)	ふ (千粒)	う な ぎ (キログラム)	わ か さ ぎ (千粒)	し じ み (トン)	ぼ ら (回)
		一、二〇〇	七〇〇	一、五〇〇			六	八	一〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一				
		八	六	一〇			八〇〇	六〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	一八					
							四〇	四〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六〇					
							八、〇〇〇	二五、〇〇〇								
							一・五									
							閉口作業 六									

備考

- 一 この種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする。(千代川、天神川及び日野川に限る。)
- 二 にじます種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする。





## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、団体名  
及び代表者名)

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】